### 千葉県国民健康保険運営協議会について

#### 1 概 要

国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年度から県も市町村とともに 国保の運営を担うこととなった。

具体的には、県は、財政運営の責任主体として、国保運営方針の策定、国保 事業費納付金の決定及び標準保険料率の算定などを行う。

国保運営方針の作成、国保事業費納付金決定及び標準保険料率の算定については、千葉県国民健康保険運営協議会の審議を経て決定される。

r			
審議事項	国保事業運営に関して県が処理することとされている重要事項 (国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成等)の審議		
委員構成	14名   ① 被保険者を代表する者   ② 保険医又は保険薬剤師を代表する者   ③ 公益を代表する者   ④ 被用者保険等保険者を代表する者【2名】		
設置根拠	平成29年度以前 千葉県行政組織条例 平成30年度以降 国民健康保険法第11条第1項(定数のみ条例に規定)		

#### 2 任期

平成30年8月1日~平成33年7月31日(3年)

#### 3 協議会開催回数

年2回~3回

#### 4 任期中に想定される審議内容(予定)

- (1) 毎 年 国保事業の予算・決算 国保事業費納付金の決定、標準保険料率の算定
- (2) 国保運営方針の中間見直しに係る審議 (平成31年度~平成32年度)

## 国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の役割

都道府県に設置される
国保運営協議会

# 市町村に設置される国保運営協議会

主な審議事項	<ul><li>・国保運営方針の作成</li><li>・国保事業費納付金の決定</li><li>・標準保険料率の算定</li><li>その他の重要事項</li></ul>
委員	・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表・公益代表 ・被用者保険代表

主な審議事項	・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

#### ■国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。